



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年12月12日金曜日 第2631号

◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）...1021
 保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）...1021
 保安林の指定施業要件の変更.....（ " ）...1021
 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....（ " ）...1022
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....（水産課）...1026
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....（ " ）...1026
 土地収用法に基づく事業の認定.....（用地課）...1026
 土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）...1027
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）...1028
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）...1028
 道路の供用開始（県道松山空港線）.....（ " ）...1028
 指定障害児通所支援事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）...1029
 道路の区域変更（県道平野坂戸線）.....（南予地方局西予土木事務所）...1029
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1029

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）...1029

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）...1030

告 示

○愛媛県告示第1356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、四国中央市金田町半田地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・金田地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年12月15日から平成27年1月20日まで
- 縦覧場所
四国中央市役所川之江庁舎

○愛媛県告示第1357号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町河の子363の1から363の3まで
- 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1358号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町岩松甲886、甲889、乙1の1、乙1の3、乙1の4、乙2の1、乙2の2、乙3の1、乙3の3、乙4の1から乙4の3まで、乙5の2、乙6の2から乙6の4まで、乙8の2、乙9の1、乙9の2、乙10の1から乙10の5まで、乙11の1、乙11の2、乙12の2、乙13、乙18、乙23、乙24の1、乙24の2、乙26、乙27の1、乙27の2、乙28から乙30まで、乙32から乙37まで、乙39の1、乙41の2、乙49、乙50、乙53の5、乙53の7、乙53の8、乙56の1、乙56の2、乙58の1、乙59、乙60、乙65、乙66の

7から乙66の11まで、乙67の1、乙67の2、乙67の4、乙68、乙69の1、乙69の2、乙73の1、乙73の2、乙75の2、乙76の2、乙78、乙79、乙80の1、乙80の2、乙81の1、乙81の3、乙81の4、乙82、乙84の1、乙84の2、乙85、乙86の1、乙87の1、乙88の1、乙90の1、乙91の2、乙93の1、乙94の1、乙95、乙96の1から乙96の4まで、乙99、乙100、乙101の1、乙102の1、乙104の1、乙105の1、乙106、乙107の1、乙108、乙109の1、乙109の2、乙110から乙113まで、乙117の1、乙119の1から乙119の7まで、乙119の9、乙120、乙122から乙124まで、乙129、乙131、乙132、乙135の1、乙136の1、乙136の2、乙136の5、乙142、乙143の1、乙144から乙146まで、乙147の1、乙151から乙153まで、乙155の2、乙158、乙159、乙160の1、乙162、乙164、乙166の1、乙166の3、乙169、乙170、乙172、乙173、乙174の1、乙175の1、乙177の1、乙178の1から乙178の4まで、乙178の6、乙181、乙184、乙187の1、乙188、乙189の1、乙190の1、乙191の1、乙192の1、乙192の4、乙192の6、乙192の7、乙193、乙194の1、乙199、乙200の1、乙201、乙202、乙204、乙205の1、乙205の2、乙205の5、乙205の7、乙206の1、乙206の3、乙214、乙216、乙217の1、乙218から乙223まで、乙226の3、乙226の4、乙227の2、乙232、乙233、乙234の2、乙235の2、乙236から乙238まで、乙240から乙244まで、乙246から乙248まで、乙249の2、乙249の3、乙249の10、乙249の11、乙249の13、乙250、乙252の2、乙253の1、乙254の1、乙254の3、乙254の6、乙254の7、乙255、乙256、乙257の1、乙257の4、

乙258、乙259の1、乙259の11、乙261の1から乙261の3まで、乙262、乙263、乙264の1、乙264の4から乙264の12まで、乙264の15から乙264の17まで、乙265、乙266の1、乙266の2、乙267の1、乙267の2、乙268、乙269、乙270の1、乙271の1から乙271の4まで、乙272の1、乙272の2、乙273の1、乙273の2、乙273の4から乙273の7まで、乙275から乙277まで、乙282、乙287、乙295、乙298、乙306、乙307の1、乙320から乙325まで、乙326の2、乙327から乙335まで、乙337の1、乙338、乙339の1、乙341の2、乙342の1、乙342の2、乙344の1、乙344の3、乙352の1、乙354、乙355、乙357、乙359、乙360、乙362、乙364、乙367の2、乙368の1、乙368の2、乙369の1、乙370の2、乙371の1、乙371の2、乙372、乙373の1、乙373の2、乙374、乙375、乙377の1、乙378、乙379の1から乙379の3まで、乙380、乙383、乙385、乙388、乙389、乙390の1、乙391の1、乙392、乙394、乙431

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1359号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(事業主体)			(事業主体)		
第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。			第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。		
(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの			(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの		
ア～ク 省略			ア～ク 省略		
ケ 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者			ケ 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者		
コ 省略			コ 省略		
(2)～(8) 省略			(2)～(8) 省略		
別表第1 （第3条関係）			別表第1 （第3条関係）		
森林環境保全直接支援事業			森林環境保全直接支援事業		
区 分	補助基準（経費の内容）	補助率	区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1・2 省略			1・2 省略		
3 下刈り	植栽により更新した 齢級以下の林分 (コンテナ苗を植栽した場合にあつては 齢級以下(植栽木の健全な成長を	省略	3 下刈り	植栽により更新した 齢級以下の林分 (_____ _____	省略

	促すため必要があるときは、 <u>年齢以下</u> ）、 <u>複層林</u> にあつては <u>下層木</u> が年齢以下のものに限る。）又はその他の方法により更新した <u>年齢以下</u> の林分（ <u>複層林</u> にあつては、 <u>下層木</u> が <u>年齢以下</u> のものに限る。）において行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費	
4～6	省略	
7	除伐 下刈りが終了した <u>年齢以下</u> （天然林にあつては、 <u>年齢以下</u> ）の林分 において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	省略
8	保育間伐 <u>適正な密度管理を目的として</u> <u>年齢以下</u> （天然林にあつては、 <u>年齢以下</u> ）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	同上
9	省略	
10	省略	
11	省略	
12	省略	
備考		
1 省略		
2 附属施設等整備は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から10までの施業に係る事業量を超えないものに限る。		
4 森林作業道整備は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものであつて、かつ、森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものに限る。		
5 省略		

別表第2（第3条関係）

環境林整備事業

1 公的森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7	省略	
8	保育間伐	別表第1 8に同じ。
9	省略	
10	省略	

	<u>複層林</u> にあつては、 <u>下層木</u> が年齢以下のものに限る。）又はその他の方法により更新した <u>年齢以下</u> の林分（ <u>複層林</u> にあつては、 <u>下層木</u> が <u>年齢以下</u> のものに限る。）において行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費	
4～6	省略	
7	除伐 下刈りが終了した <u>年齢以下</u> （天然林にあつては、 <u>年齢以下</u> ）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	省略
8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	省略	
備考		
1 省略		
2 附属施設等整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。		
4 森林作業道整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものであつて、かつ、森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものに限る。		
5 省略		

別表第2（第3条関係）

環境林整備事業

1 公的森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7	省略	
8	省略	
9	省略	

11 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	別表第 1 11(1)に同じ。	省略
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第 1 11(2)に同じ。	省略
	(3) 林床保全整備	別表第 1 11(3)に同じ。	省略
	(4) 荒廃竹林整備	別表第 1 11(4)に同じ。	省略
12 森林作業道整備		別表第 1 12に同じ。	省略
備考			
1 省略			
2 附帯施設等整備は、1 から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。			
3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1 から10までの施業に係る事業量を超えないものに限る。			
4 森林作業道整備は、1 から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。			
5 省略			

2 被害森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率	
1～7 省略			
8 保育間伐	別表第 1 8に同じ。	同上	
9 更新伐	1の表 10に同じ。	省略	
10 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	別表第 1 11(1)に同じ。	省略
	(2) 荒廃竹林整備	別表第 1 11(4)に同じ。	省略
11 森林作業道整備		別表第 1 12に同じ。	省略
備考			
1 省略			
2 附帯施設等整備は、1 から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。			
3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1 から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。			
4 森林作業道整備は、1 から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。			
5 省略			

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率	
1～6 省略			
7 保育間伐	別表第 1 8に同じ。	同上	
8 更新伐	1の表 10に同じ。	省略	
9 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	別表第 1 11(1)に同じ。	省略
	(2) 荒廃竹林整備	別表第 1 11(4)に同じ。	省略

10 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	別表第 1 10(1)に同じ。	省略
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第 1 10(2)に同じ。	省略
	(3) 林床保全整備	別表第 1 10(3)に同じ。	省略
	(4) 荒廃竹林整備	別表第 1 10(4)に同じ。	省略
11 森林作業道整備		別表第 1 11に同じ。	省略
備考			
1 省略			
2 附帯施設等整備は、1 から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。			
3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1 から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。			
4 森林作業道整備は、1 から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。			
5 省略			

2 被害森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率	
1～7 省略			
8 更新伐	1の表 9に同じ。	省略	
9 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	別表第 1 10(1)に同じ。	省略
	(2) 荒廃竹林整備	別表第 1 10(4)に同じ。	省略
10 森林作業道整備		別表第 1 11に同じ。	省略
備考			
1 省略			
2 附帯施設等整備は、1 から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。			
3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1 から8までの施業に係る事業量を超えないものに限る。			
4 森林作業道整備は、1 から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。			
5 省略			

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率	
1～6 省略			
7 更新伐	1の表 9に同じ。	省略	
8 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	別表第 1 10(1)に同じ。	省略
	(2) 荒廃竹林整備	別表第 1 10(4)に同じ。	省略

10 森林作業道整備	別表第 1 12に同じ。	省略
備考		
1 省略		
2 附带施設等整備は、1 から 8 までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が 1 から 8 までの施業に係る事業量を超えないものに限る。		
4 森林作業道整備は、1 から 8 までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
5 省略		

別表第 4 (第 3 条関係)

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

区 分	補助基準(経費の内容)	補助率
1 省略		
2 附帯施設等整備	(1) 省略	
	(2) 荒廃竹林整備	別表第 1 11(4)に同じ。
3 森林作業道整備	別表第 1 12に同じ。	省略
備考 省略		

(2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準(経費の内容)	補助率	
1 ~ 7 省略			
8 保育間伐	別表第 1 8 に同じ。	同上	
9 間伐	別表第 2 1 の表 9 に同じ。	省略	
10 更新伐	別表第 2 1 の表 10 に同じ。	省略	
11 附帯施設等整備	(1) 省略		
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第 1 11(2)に同じ。	省略
	(3) 省略		
	(4) 荒廃竹林整備	別表第 1 11(4)に同じ。	省略
12 森林作業道整備	別表第 1 12に同じ。	省略	

備考

- 1 省略
- 2 荒廃竹林整備は、1 から 10 までのいずれかの施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が 1 から 10 までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 3 森林作業道整備は、1 から 10 までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 4 省略

(3) 造林未済地緊急造林

9 森林作業道整備	別表第 1 11に同じ。	省略
備考		
1 省略		
2 附带施設等整備は、1 から 7 までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が 1 から 7 までの施業に係る事業量を超えないものに限る。		
4 森林作業道整備は、1 から 7 までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
5 省略		

別表第 4 (第 3 条関係)

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

区 分	補助基準(経費の内容)	補助率
1 省略		
2 附帯施設等整備	(1) 省略	
	(2) 荒廃竹林整備	別表第 1 10(4)に同じ。
3 森林作業道整備	別表第 1 11に同じ。	省略
備考 省略		

(2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準(経費の内容)	補助率	
1 ~ 7 省略			
8 間伐	別表第 2 1 の表 8 に同じ。	省略	
9 更新伐	別表第 2 1 の表 9 に同じ。	省略	
10 附帯施設等整備	(1) 省略		
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第 1 10(2)に同じ。	省略
	(3) 省略		
	(4) 荒廃竹林整備	別表第 1 10(4)に同じ。	省略
11 森林作業道整備	別表第 1 11に同じ。	省略	

備考

- 1 省略
- 2 荒廃竹林整備は、1 から 9 までのいずれかの施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が 1 から 9 までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 3 森林作業道整備は、1 から 9 までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 4 省略

(3) 造林未済地緊急造林

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 保育間伐	別表第1 8に同じ。	同上
9 間伐	別表第2 1の表9に同じ。	省略
10 附帯施設等整備 (1) 荒廃竹林整備	別表第1 11(4)に同じ。	省略
11 森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	省略
備考		
1 省略		
2 荒廃竹林整備は、1から9までのいずれかの施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。		
3 森林作業道整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
4 省略		

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 間伐	別表第2 1の表8に同じ。	省略
9 附帯施設等整備 (1) 荒廃竹林整備	別表第1 10(4)に同じ。	省略
10 森林作業道整備	別表第1 11に同じ。	省略
備考		
1 省略		
2 荒廃竹林整備は、1から8までのいずれかの施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から8までの施業に係る事業量を超えないものに限る。		
3 森林作業道整備は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
4 省略		

○愛媛県告示第1360号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局産業経済部管内）

土居加入区	禎瑞加入区	壬生川加入区
-------	-------	--------

（南予地方局産業経済部管内）

下灘第一加入区

○愛媛県告示第1361号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成22年12月愛媛県告示第1389号）による保険に付すべき義務は、平成26年12月11日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局産業経済部管内）

土居加入区	禎瑞加入区	壬生川加入区
-------	-------	--------

（南予地方局産業経済部管内）

下灘第一加入区

○愛媛県告示第1362号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 起業者の名称 松山市
- 2 事業の種類 （仮称）椿の湯別館施設整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分
愛媛県松山市道後湯之町地内
- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、松山市道後湯之町地内の土地1,448.88平方メートルを起業地とする（仮称）椿の湯別館施設整備事業（以下「本件事業」という。）である。本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である松山市は、松山国際観光温泉文化都市建設法（昭和26年法律第117号）第3条第1項により松山国際観光温泉文化都市建設事業の執行者と規定されており、道後温泉をはじめとする観光温泉資源の開発を図ってきた。また、松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成17年松山市条例第17号）により道後温泉本館の各施設（以下「本館」という。）及び檜の湯並びに関連施設を管理している。本件事業は、新たに道後温泉事業施設を整備するものであり、事業遂行について必要な財源措置等を講じている。以上のことから、起業者は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

松山市は、年間観光入込客数約500万人を受け入れる観光都市であり、同市の最上位計画である「第6次松山市総合計画」において観光産業の振興を重点施策として掲げ、その中核を担う道後温泉の活性化に取り組んでいるところである。

道後温泉には、松山市が管理運営を行っている、主として観光客用の本館と市民用の檜の湯の2つの浴場施設があり、平成25年度の入浴客は、本館が約72万人、檜の湯が約33万人である。このうち、本館は平成25年度において年間233日も入場制限が生じ、1日あたり平均で約190人、繁忙期のピーク時には一時的に約200人の入浴客が不便を強いられている状況にあるが、本館は国指定重要文化財のため施設規模を拡充することはできず、檜の湯は本館に備わっている休憩室のようなおもてなしスペースがなく、市民利用が中心のため観光客のニーズに対応できない現状にある。

さらに本館は、改築後120年を経過し、長期間に及ぶ保存修復工事が予定されている。現在、道後温泉の入浴客数はわずかに減少傾向にあり、当該工事により減少傾向に拍車がかかることが懸念されているほか、松山市の公表済み試算では、工事期間中における入湯料損失36億円、市全体の経済損失46億円、延べ4万7,000人の雇用に影響を及ぼすと見込まれている。また、檜の湯も老朽化等に伴う既存改修工事が予定されている。これらの状況から、地元住民からも本館及び檜の湯の既存施設に加え、第3の外湯を整備し、3施設の有機的・効率的運用による地域経済の活性化、雇用の創出、利用者の利便性の向上が強く要望されているところである。

本件事業の施行により、本館と同様におもてなしの心を重視したお接待を行うための休憩室や道後温泉の歴史に由来する露天風呂等の設備を備え、バリアフリー等を導入して高齢者や障がい者にも利用しやすく、さらに、地域の観光情報等の発信機能を有する観光拠点が整備されることとなる。この結果、本館の入場制限による観光客等の不便の解消や、新規観光客の誘致、リピーターの確保等による地域経済の活性化のほか、本館改修期間中の経済的損失等の軽減等にも寄与することが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため環境影響評価は実施して

いないが、施工に際しては、低騒音・低振動型の建設機械を使用する等、環境への影響を最小限に抑制する対策を講じていることとしている。また、起業地は特定希少野生動植物保護区外で、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、埋蔵文化財包蔵地外で保全を要する文化財等も確認されておらず、事前に試掘調査を実施し必要に応じて法令に基づき対処することとしている。以上のことから、環境等への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件等による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。また、起業地面積は、本件事業の内容、施設の規模等を勘案し、妥当なものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)アで述べたように、道後温泉の入浴客は減少傾向にあり、松山市の観光産業の中核である道後温泉の活性化のために新たな観光拠点の整備が求められている。また、平成29年に愛媛県で開催される国民体育大会を挟み、老朽化による檜の湯の既存改修工事及び本館の長期保存改修工事が予定されており、これらによる地域経済・雇用等への影響を最小限に止めるためにも、改修工事前に新施設を整備する必要があると考えられる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
松山市産業経済部道後温泉事務所

○愛媛県告示第1363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

西条市飯岡土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年12月12日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

○愛媛県告示第1364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年12月12日

愛媛県中予地方局長 松森 陽太郎

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	徳山 年春	松山市長師1009番地
"	山田 元次	松山市畑里593番地
"	山田 郁夫	松山市元怒和甲1251番地
"	黒田 隆介	松山市中島大浦1518番地
"	岸上 和夫	松山市中島大浦1960番地
"	河崎 石明	松山市小浜568番地 1
"	田村 明文	松山市宮野1614番地
"	川崎 勇治	松山市神浦715番地 3
"	中田 孝志	松山市宇和間甲773番地
"	進村 健二	松山市熊田甲664番地
"	二神 成吾	松山市吉木569番地
"	梶原 米雄	松山市饒407番地
"	栗田 英治	松山市中島栗井812番地
"	寺本 勝茂	松山市上怒和甲391番地
"	福島 岩雄	松山市津和地285番地
"	二神 英幸	松山市二神甲622番地
"	中村 信秀	松山市睦月1378番地

監事	金子 與雄	松山市中島栗井1187番地
"	高岡 善樹	松山市小浜920番地 3
"	入濱 淳心	松山市上怒和甲458番地
"	片山 正男	松山市睦月251番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	徳山 年春	松山市長師1009番地
"	山田 元次	松山市畑里593番地
"	山田 郁夫	松山市元怒和甲1251番地
"	黒田 隆介	松山市中島大浦1518番地
"	岸上 和夫	松山市中島大浦1960番地
"	高橋 治久	松山市小浜912番地
"	田村 明文	松山市宮野1614番地
"	川崎 勇治	松山市神浦715番地 3
"	中田 孝志	松山市宇和間甲773番地
"	進村 健二	松山市熊田甲664番地
"	二神 成吾	松山市吉木569番地
"	梶原 米雄	松山市饒407番地
"	吉田 岩夫	松山市中島栗井甲1212番地
"	寺本 勝茂	松山市上怒和甲391番地
"	福島 岩雄	松山市津和地285番地
"	二神 英幸	松山市二神甲622番地
"	片山 正男	松山市睦月251番地
監事	沖田 康成	松山市神浦1565番地 1
"	細川 英隆	松山市宇和間766番地
"	前田 長孝	松山市二神甲420番地
"	中村 信秀	松山市睦月1378番地

○愛媛県告示第1365号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第12843号	平成24年9月20日	八木設備企画	八木 長	松山市桑原2-13-32	平成26年11月14日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-22)第16739号	平成22年8月11日	(株)建匠アシスト	野間 建作	松山市衣山5-723-5	平成26年11月18日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山空港線	松山市竹原二丁目117番14から 同市竹原二丁目86番18まで	平成26年12月12日

"	"	松山市竹原二丁目83番 9 から 同市竹原二丁目91番22まで	"
---	---	------------------------------------	---

○愛媛県告示第1367号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成26年12月12日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850400031	社会福祉法人 弘正会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	上 村 容志枝	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所 くれぱす	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地106番地	平成26年12月1日
3850400031	社会福祉法人 弘正会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	上 村 容志枝	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス事業所 くれぱす	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地106番地	平成26年12月1日

○愛媛県告示第1368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町坂戸922番2地先から 同町坂戸921番2地先まで	旧	メートル 5.0～5.2	キロメートル 0.027	
		西予市宇和町坂戸922番2から 同町坂戸921番2まで	新	6.2～7.0	0.027	

○愛媛県告示第1369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	平野坂戸線	西予市宇和町坂戸922番2から 同町坂戸921番2まで	平成26年12月12日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年11月21日	特定非営利活動法人 えひめ障害者ヘルパーセンター	金 村 厚 司	松山市紅葉町3番45号	障害福祉の関連法規に基づき、利用者とサービス提供者とが対等な関係で過不足ないサービスが提供され、サービスに直接携わる福祉従事者の地位と資質が向上するよう、福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成26年12月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,175,737
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,515
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 246,968

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,581	14,527
南宇和郡	20,235	6,745
松山市・上浮穴郡	429,712	138,286
今治市・越智郡	143,672	47,891
宇和島市・北宇和郡	81,855	27,285
八幡浜市・西宇和郡	40,506	13,502
新居浜市	100,733	33,578
西条市	92,220	30,740
大洲市・喜多郡	53,422	17,808
伊予市	31,770	10,590
四国中央市	75,074	25,025
西予市	34,967	11,656
東温市	27,990	9,330